

HR データサイエンティスト育成研究会 会則

第1条（名称）

本会は、HR データサイエンティスト育成研究会と称する。略称は木星ペンギンの会とする。

第2条（目的）

本会は、企業の人事・経営に携わる者が「すべての人事にアナリティクスを」というキャッチコピーのもと、人事データの分析結果を事業に活かすために研究・調査・勉強会をおこない、その成果を広く一般に発表することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

1. 本会の進捗確認や今後の運営方針を検討する「定例会の開催」
2. HR データ分析の知識習得・実践における「勉強会の開催」
3. HR データ分析に関する調査・研究の受託および成果の発表

第4条（組織）

本会は、一般社団法人ピープルアナリティクス&HR テクノロジー協会内の研究グループとする。

第5条（参加資格）

本会の参加資格は、本会の目的に賛同し本会則を遵守する意思を示した以下のいずれかに該当する者とする。資格者であっても、一般社団法人ピープルアナリティクス&HR テクノロジー協会の代表理事が認めない者は参加できない。資格のない者は、研究リーダーの許可があれば2回まで見学参加ができる。

1. 一般社団法人ピープルアナリティクス&HR テクノロジー協会の会員（個人、法人、招聘）で、企業の人事（総務含む）、研究者、技師、学術担当者。
2. 各種学校・大学関係者、学生（院生含む）。ただし社会人大学院生は所属会社での属性に準ずる。
3. 企業の人事（総務含む）、研究者、技師、学術担当者で、研究リーダーに特別に許可された者
4. 一般社団法人ピープルアナリティクス&HR テクノロジー協会の代表理事に特別に許可された者

第6条（役員）

本会に次の各号に掲げる役員を置く。

1. 研究リーダー 1名
2. サブリーダー 2名以内
3. 顧問 2名以内

4. 事務局 1名

第7条（役員を選出）

1. 研究リーダー及びサブリーダーは、会員の中から選任し、一般社団法人ピープルアナリティクス&HRテクノロジー協会が承認する。
2. 顧問は、研究リーダーが委嘱する。
3. 事務局は、一般社団法人ピープルアナリティクス&HRテクノロジー協会の代表理事が選任する。

第8条（役員任期）

1. 役員任期は、1年とする。
2. 役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条（役員職務）

1. 研究リーダーは、本会を総括する。
2. サブリーダーは研究リーダーを補佐し、研究リーダーの承認を得て研究リーダーの職務を代行することができる。
3. 顧問は、研究リーダーの諮問に応じ、本会の運営等に関して助言を行う。
4. 事務局は、会員への連絡事項の伝達、会員の管理、および本会の会計事務を担当する。

第10条（講師）

1. 本会には、講師をおくことができ、講師は、研究リーダーが委嘱する。
2. 講師は、データ分析の技術を会員に指導するが、本会の運営等には直接関与しない。
3. 本会は、講師に対する謝礼金及び旅費を支出することができる。
4. 講師謝礼金は都度決定し、開催日に現金にて支払うものとする。

第11条（経費）

1. 本会の経費は、一般社団法人ピープルアナリティクス&HRテクノロジー協会の事業収入をもって充てる。
2. 会費は開催決定時に都度決定する。

第12条（開催場所）

本会は、開催の都度会場を確保し、詳細は会員にのみ通知するものとする。

第13条（禁止事項）

1. 法令または公序良俗に違反する行為
2. 宗教活動または宗教団体への勧誘行為
3. 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為
4. 政治・選挙活動の勧誘行為
5. 本会員または第三者の知的財産、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
6. 研究リーダーの承認のない営業行為
その他、研究リーダーおよび事務局が不適切と判断する行為

第14条（退会処分）

会員が以下の何れかの項目に該当する場合、本会は会員に退会処分することができるものとする。

1. 入会時に虚偽の申告をした場合
2. 会費の未納
3. 本会則に違反した場合
4. 本会に不利益をもたらすような行為をした場合
5. その他、一般社団法人ピープルアナリティクス&HRテクノロジー協会の代表理事が認めた場合

第15条（会則の更改）

この会則に定めのない事項については、一般社団法人ピープルアナリティクス&HRテクノロジー協会の代表理事の承認をもって更改する。

以上

付則：本会則は、平成30年3月1日から実施する。